

求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針

1 はじめに

秋田県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、採用活動において、求職者等の人格と尊厳を尊重し、公正かつ安心して求職活動を行うことができる環境を整えることが重要な社会的責務であると考えています。

求職者等に対するハラスメントは、許されない行為であり、連合会は、求職活動におけるハラスメントの防止を図るため、次のとおり対応してまいります。

2 ハラスメントの禁止

連合会は、採用試験、面接、問合せ対応その他採用活動に関するすべての場面において、求職者等に対するセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等いかなる形態のハラスメント、差別を容認しません。

3 採用活動に関与する職員の責務

採用活動に関与する役職員は、求職者等の人格と尊厳を尊重し、ハラスメントの防止に十分配慮するとともに、公正かつ適切な採用活動を行います。

4 対象となる行為の例

- ・身体への不必要な接触、不適切な発言、不必要な食事への誘い、容姿や服装への言及
- ・性的な言動により求職者等の求職活動を阻害する行為
- ・求職者等の進路選択に不当な圧力をかける行為
- ・必要以上に威圧的な態度や長時間拘束する行為
- ・性別、年齢、宗教、国籍、性的指向、障がいの有無、家庭状況などに関する差別的な発言や不平等な扱い
- ・採用活動に関係のない個人情報の質問

5 相談への対応

連合会は、求職者等からのハラスメントに関する相談があった場合には、事実関係を確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。

6 不利益取扱いの禁止

連合会は、相談者や通報者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはい行いません。

7 職員への周知等

連合会は、求職活動におけるハラスメントの未然防止及び再発防止のため、採用活動に関与する職員への周知及び啓発等を実施します。

8 相談窓口

本会の採用活動において、万が一、役職員からのハラスメントを受けた場合には、次の相談窓口までご連絡ください。ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け適切に対応いたします。

- ・ 窓口担当 総務課
- ・ 連絡先 018-862-6864
- ・ E-mail soumu@aki-kokuho.jp

秋田県国民健康保険団体連合会
令和8年10月